

移転先21～25	
移転先21	健康福祉局障害福祉部障害企画課
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号別表第二第53項 ・番号条例第4条第3項
②移転先における用途	知的障害者福祉法による費用の徴収に関する事務
③移転する情報	生活保護実施関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	措置を受ける者及びその同一世帯員
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	日次
移転先22	健康福祉局高齢健康福祉部高齢在宅支援課、高齢施設課
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号別表第二第62項 ・番号条例第4条第3項
②移転先における用途	老人福祉法による措置の費用徴収に関する事務
③移転する情報	生活保護実施関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	措置を受けるもの及びその同一世帯員
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	日次

移転先23	子ども青少年局子ども福祉保健部子ども家庭課
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号別表第二第64項 ・番号条例第4条第3項
②移転先における用途	ひとり親家庭の便宜の供与に関する事務
③移転する情報	生活保護実施関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	支給対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	日次
移転先24	健康福祉局生活福祉部医療援助課
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号別表第二第70項 ・番号条例第4条第3項
②移転先における用途	養育のために入院する未熟児の費用の徴収に関する事務
③移転する情報	生活保護実施関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	母子保健法第20条の措置に係る未熟児又は当該被措置未熟児の扶養義務者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	日次

移転先25	健康福祉局健康安全部保健事業課
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号別表第二第119項 ・番号条例第4条第3項
②移転先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給認定に関する事務
③移転する情報	生活保護実施関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	事務の対象となる指定難病受給者、その住民票上の同一世帯員及び扶養義務者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	日次
移転先26～30	
移転先26	健康福祉局生活福祉部生活支援課
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号条例第4条第2項
②移転先における用途	・生活に困窮する外国人に対する保護の措置(以下、「外国人保護」という。)による保護の決定及び実施に関する事務 ・外国人保護による就労自立給付金の支給に関する事務 ・外国人保護による進学準備給付金の支給に関する事務 ・外国人保護による費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務
③移転する情報	・生活保護実施関係情報 ・就労自立給付金の支給に関する情報 ・進学準備給付金の支給に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	生活保護申請中、受給中の者及び被保護者であった者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	日次
移転先31～35	
移転先36～40	